

第139回 教育研究評議会（臨時） 議事要旨

日時 平成25年6月6日（木）11:35～12:06
場所 事務局第3会議室（4階）

議題1．教員の人事事項について（資料1）（資料席上配付：回収）
その他

[出席評議員] 25名

前田学長

（理事）島、高松、清原、住吉、渡辺

（学部長等）平井、高津、武隈、土田、與倉、木佐貫、福井、富永、松岡、越塩、高瀬、宮本、熊本、
近藤、米田、松木、杉元、大嶋、飯干

[欠席評議員] 8名

（学部長等）藏脇、佐野、島田、中村、渡邊、粕井、鳥居、野呂

[オブザーバー]

坂東監事

（学長補佐）小栗、前田（稔）

[事務局]

（部長）森山

（課長・室長）那加野、新田、通山

議題1．教員の人事事項について（資料1）（資料席上配付：回収）

学長から、教員の人事事項について諮られ、最初に労務調査室長から配付資料の説明があった。

引き続き、学長から、5月16日開催の教育研究評議会で審査の結果、懲戒処分として「諭旨解雇」が相当であるとし、翌日の5月17日に処分対象者に対し審査説明書を交付したところ、陳述請求書の提出期限内である5月30日に処分対象者から教育研究評議会宛に陳述請求書が提出され、受理したことの説明があった。

また、処分対象者からの陳述請求書は、本学職員懲戒規則に基づき提出されており、手続き的に不備はなく請求理由についても特に問題は無いこと、及び弁護士を代理人とする委任状が添付されているが、代理人による陳述については、認めた前例があることの説明があり、処分対象者及び代理人に陳述の機会を与えることについて了承された。

引き続き、本学職員懲戒規則第4条第6項の規定に基づき教育研究評議会の決定事項について審議した結果、処分対象者が口頭陳述希望のため、口頭陳述は6月21日（金）15時から事務局第3会議室で行うこととされた。

また、陳述の時間については、特に制限を設けないこととし、参考人の採否については、処分対象者が陳述請求書において要請している参考人を全員認めることとされた。

なお、6月21日（金）の口頭陳述に出席できない参考人については、書面による陳述を行うこととし、7月5日（金）までに書面を提出願うこととされた。

また、6月21日（金）に口頭陳述に出席できない参考人で、書面ではなく口頭の陳述を希望する参考人がいた場合には、7月18日（木）の教育研究評議会で口頭陳述を行うこととされた。

その他として、発言要旨等の口頭陳述にかかる資料の提出について認めることが確認された。

以上、本学職員懲戒規則第4条第6項の規定に基づく、陳述にかかる必要事項について、資料10のとおり決定され、処分対象者に通知することが了承された。

最後に当該案件に係る「調査報告書」に関して、労務調査室で閲覧できるようにすることとされ、併せて、出席者全員に守秘義務が課せられることが確認された。

その他
なし

次回の教育研究評議会（定例）は、6月21日（金）13時30分から開催することとなった。
また、7月の教育研究評議会（定例）は7月18日（木）15時00分から開催することとなった。